

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 25日

福井県知事 殿

提出者

住所 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番地  
京都三井ビルディング8F

氏名 進工業株式会社 代表取締役社長 岡本 直用

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-255-1964

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 進工業株式会社 小浜事業所

事業場の所在地 福井県小浜市野代4号土淵31の2

計画期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

## 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

②事業の規模 製造品出荷額 96億円

③従業員数 進工業株式会社 小浜事業所 従業員数215名

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

工場内設備⇒送排水配管⇒中継タンク⇒送排水配管⇒貯蔵タンク⇒  
運搬委託⇒処分委託  
※社内処理ができないため委託業者に処理をお願いしています。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
事業所代表者（工場長）：廃棄物処理管理の支持  
↓  
廃棄物総括責任者（特管責任者）：処理方針の策定等、廃棄物処理施設技術管理者  
↓  
処理計画作成、委託業者選定、委託契約締結  
↓  
マニフェストの交付・管理等  
廃棄物管理（総務管理者）：廃棄物の分別、保管状況等の把握

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	<b>【目標】</b>	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2129.25 t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

別紙①

特別産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	強酸	フッ酸	廃アルカリ
	排出量	248.52 t	1337.67 t	543.06 t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> <li>・〈強酸〉メッキ条件の見直し及び水量の見直しを行った。</li> <li>・〈フッ酸〉反応装置のガスを変更し、必要な水流を抑えた。</li> <li>・〈廃アルカリ〉メッキ装置に流量コントロールを設置</li> </ul>			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	強酸	フッ酸	廃アルカリ
	排出量	250 t	1400 t	550 t
	（今後実施する予定の取組） <ul style="list-style-type: none"> <li>・〈強酸〉生産量増加により排水量が増加しているため、使用液の交換周期を見直し（交換周期の延長を検討） シャワー洗浄に流量計を追加し、追加水量をコントロールする</li> <li>・〈フッ酸〉反応装置のガスを変更し、必要な水流を抑える。</li> <li>・〈廃アルカリ〉生産量増加により排水量が増加しているため、使用液の交換周期を見直し（交換周期の延長を検討） シャワー洗浄に流量計を追加し、追加水量をコントロールする</li> </ul>			

## 別紙②

特別産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（令和5年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	強酸	フッ酸	廃アルカリ
	全処理委託量	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	248.52 t	1337.67 t	543.06 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	強酸	フッ酸	廃アルカリ
	全処理委託量	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	250.0 t	1400.0 t	550.0 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
(今後実施する予定の取組)				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨および理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。